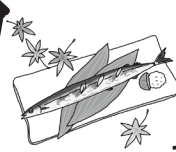


申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮商工新聞



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2022 年
(令和 4 年)
10月17日
第1175号



「インボイス登録したか？」のお尋ね続々

「取引先から『インボイスの登録状況・予定を教えてください』という手紙が来たんだけど……」という会員さんからの報告が増えています。手紙のほとんどは、①すでに登録している場合はインボイス番号を ②また登録していないなら登録予定日を ③登録しないつもりならその旨を 書いて返信させる内容になっています。

インボイス制度とは、インボイス(適格請求書)を保存しないと消費税の納税額が増えてしまう制度。インボイスは消費税の課税事業者しか発行出来ないのも、年間売上1,000万円以下の消費税免税業者も課税事業者になって消費税を納税することを迫られます。得をする人は誰もいない最悪の制度です。

登録の原則期限は2023年3月31日(困難な事情がある場合は2023年9月30日)です。まだ期間がありますので、

《予定表》

10/18(火)婦人部会 13:00～
10/26(水)理事会 19:00～
11/9(水)インボイス学習会

中止(最悪でも延期)にするため、世論を動かしましょう。そのためにも紙媒体やWebなどで行なわれている反対署名運動に参加・賛同してください。

インボイス学習会(実務編)

日時:11/9(水)18時開始

場所:大宮民商2階

申込:前日までに電話で(定員10名)

電卓・申告書控え・現在使っている請求書、領収書等を持参ください。

労働保険料 第2期の納付期限は10月31日(月)



対象者には通知が届いています。保険料は指定の口座へお振り込みください。

2022年10月分の給与から雇用保険料が上がります

※労働保険でいう「10月分」とは、給与の締め日が10月中に属する分をいいます。

保険料率	一般の事業		建設の事業	
	労働者負担	事業主負担	労働者負担	事業主負担
～R4年9/30	3/1,000	6.5/1,000	4/1,000	8.5/1,000
R4年10/1～	5/1,000	8.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000

税務調査が増えています

「税務署から税務調査の連絡が来た」という報告が増えています。

税務署員は税務調査の日取りを指定してきますが、慌てずに「その日は都合がつかないので、こちらから連絡します」と言いましょう。その際、税務署員の所属と名前を必ず聞いてメモしておきましょう。

そして速やかに民商や顧問税理士に連絡してください。



「日程はこちらからあらためて連絡します」と言いましょう。

インボイス制度 反対運動に参加してください

免税業者だった人も消費税の申告納税が発生、インボイスの発行保存の事務負担、本当に厳しい制度です。

アンケートや反対署名を行なえる WEB キャンペーン

STOP! インボイス

「十人十色を守れ!」をスローガンに、各界から賛同人を集めて反対運動を展開中。サイト内の【C.】マークから反対署名サイトに飛べます。



STOP! インボイス

VOICTION (ヴォイクション)

インボイス制度を憂慮した3人の声優、咲野俊介・岡本麻弥・甲斐田裕子が立ち上げた反対アクション。Twitterからも反対運動に連名参加できます。



VOICTION

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

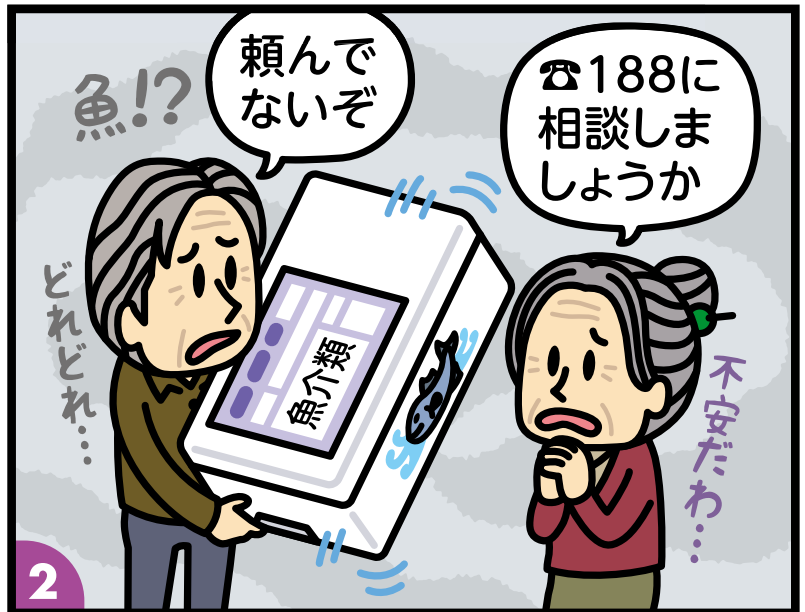
〈世相〉政府は「2024年秋に健康保険証を原則廃止してマイナンバーカードに一本化する」方針を打ち出した。希望者には引き続き保険証が発行されるらしいが…

高齢者を守る

お助けかわらばん

その四

送り付けで届いた品物は 直ちに処分可能に!!



埼玉県マスコット
「コバトン」

- 1 身に覚えのない品物は**受け取らない!**
- 2 法改正により送り付けられた品物は**すぐに処分可能**に!
- 3 誤って支払ってしまったも**返還請求が可能!**



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

い や や!
TEL188

おかしいな? 不安だな?
と思ったら
すぐに相談!!

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」



今月の
標語

これからは
「どうしよう」から
「処分しよう」



埼玉県県民生活部消費生活課 : TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4750